

各地方厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する
法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の施行
に伴う実施上の留意事項について

今般、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第163号）が告示され、本年6月1日より適用されることとなったところであるが、適用に伴う留意事項は別添のとおりであるので、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺漏なきを期されたい。

なお、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」（令和4年4月1日障精発0401第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）は、令和6年5月31日限りで廃止する。